

「業務量管理・健康確保措置実施計画」

県立学校における  
働き方改革推進プラン  
令和7～10年度

令和8年2月

富山県教育委員会

## 目 次

はじめに ～教育長メッセージ～	1
第1 計画の趣旨	2
第2 富山県立学校教員の勤務の状況	3
第3 計画の目標・取組期間	5
第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
重点取組1 業務改善の推進	
重点取組2 働く環境の整備	
重点取組3 部活動改革	
重点取組4 地域・専門人材の活用	
重点取組5 意識改革・理解促進	
第5 今後のフォローアップについて	12
とやま学校多忙化解消推進委員会 名簿	14

## はじめに

### 教育長のメッセージ（本プランが目指すもの）

#### 富山県教育委員会 教育長 廣島 伸一

富山県教育委員会では、令和2年4月に「とやま学校働き方改革推進プラン2020」を策定して以来、毎年度の見直しを重ねながら、教職員の働き方改革に継続して取り組んできました。その結果、長時間勤務は徐々に改善されつつありますが、依然として「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の上限を超える教職員が多く、授業準備や自己研鑽の時間が十分に確保できていない現状があります。

このような状況を打開し、すべての子どもたちにより良い教育を届けるためには、「働きやすさ」と「働きがい」が両立する環境の中で、業務改善を一層加速させていく必要があります。

こうした中、国においても令和7年6月の給特法改正により、2029年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することが明確に示されました。これは、全国的な教育改革の大きな転換点であり、私たちにとっても重要な契機です。

本県ではこの国の方針を踏まえ、令和7年度中に、初めて複数年度にわたる中長期計画として「県立学校における働き方改革推進プラン」を策定します。

本プランで掲げる目標は、単なる数値の達成ではありません。子どもと向き合う時間を増やし、教育の質を高めることで、学びの変革、学校のあり方の変革を実現し、子どもたちと教職員のウェルビーイングの向上を目指すものです。

在校等時間の縮減を通じて、教職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、公私ともに充実した時間を過ごせるようになります。これが教職員一人ひとりの人間性や創造性を高め、ひいては教育活動にも良い影響をもたらす——ここに、学校における働き方改革の本質的な目的があると考えています。

働き方改革は、教育委員会や学校だけで成し遂げられるものではありません。保護者や地域、関係機関の皆様のご理解とご協力が不可欠です。そして何より、学校現場の一人ひとりの意識と行動の変革が鍵となります。

「子どもたちの未来のために、教職員が笑顔で働ける学校をつくる」——その強い思いを胸に、県教育委員会は全力で取り組んでまいります。皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

# 1 計画の趣旨

## ○これまでの県の取組

令和2年度に策定した「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」(以下、上限方針)において示された上限時間の順守に向け、富山県公立学校教職員の勤務状況や、上限方針に基づき各教育委員会、各学校において取り組むべき事項を、取組の実施状況とともに幅広くまとめた「とやま学校働き方改革推進プラン2020」を策定した。以降、毎年度プランを改訂し、教職員の働き方改革に取り組んできた。

## ○国の動き

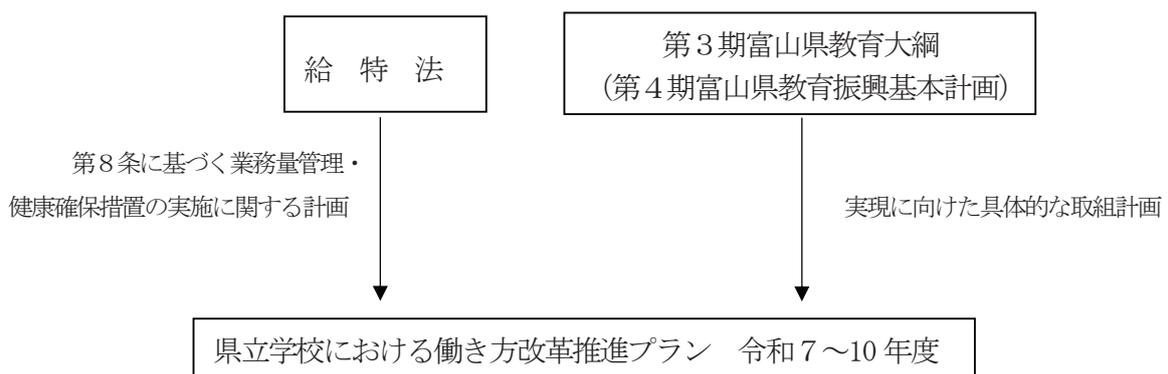
令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法)が改正され、給特法第8条第1項において、服務監督教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。

本プランは、法8条に基づき、県立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものである。

## ○新しい計画の策定

第3期富山県教育大綱(第4期富山県教育振興基本計画)に定める「教師が意欲と能力を高め、子どもと向き合える環境づくり」の構築に向け、学校における働き方改革の推進により、「働きやすさ」と「働きがい」の両立をはかることで、全ての子どもたちへのよりよい教育が実現し、子どもたちと教職員のウェルビーイングが向上することを目指すものである。

また、時間外在校等時間の縮減に向かう取り組みを進めることで、教職員が健康で意欲的に働ける環境を整え、よりよい教育の実現を目指していくにあたっては、単年度ではなく、中長期的に継続した取組みが必要であると考え、今回は新たに複数年度にわたるプランとして計画を策定することとした。



## 2 富山県立学校教員の勤務の状況

### (1) 出退勤時間等調査の結果

- ・本県では、令和2年4月に上限方針を定め、毎月の「出退勤時間等調査」により、教職員の出退勤時間等を記録し、在校等時間の把握を行っている。資料1～資料3は調査の結果である。
- ・在校等時間縮減に向けた様々な取組の結果、資料1のとおり、年間の平均時間外在校等時間（月当たり）は、コロナ禍前の令和元年度と比べると、高等学校では8.9時間減少（R元:47.7h→R6:38.8h）し、特別支援学校においても、5.3時間減少（R元:29.9h→R6:24.6h）した。
- ・しかし、資料2を見ると、高等学校においては、平均時間外在校等時間が月45時間を上回る割合が約30%と多くなっており、月80時間を上回る者も一定数いることがわかる。（特別支援学校では、月80時間を上回る者はいないものの、月45時間を上回る割合が3.5%いる。）
- ・また、月別の状況（資料3）を見ると、4～6月が他の月に比べ、時間外が多くなっていることが分かる。

#### 資料1 年間の平均時間外在校等時間（月当たり）（コロナ禍前のR元年度との比較）

（※ 数値はいずれも：教諭）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R元比(R6-R元)
高校	47.7h	36.9h	41.1h	40.3h	40.4h	38.8h	▲ 8.9h
特別支援	29.9h	23.8h	27.0h	27.3h	26.2h	24.6h	▲ 5.3h

（参考） R6 小学校:35.7h 中学校:43.0h

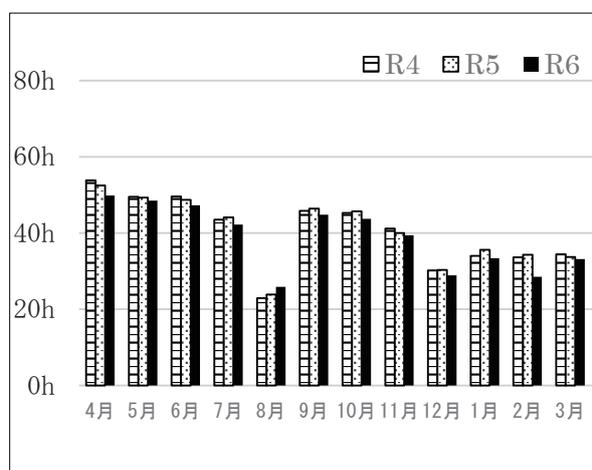
#### 資料2 平均時間外在校等時間が月45時間及び月80時間を上回る人数

（※ 数値はいずれもR6年度：教諭）

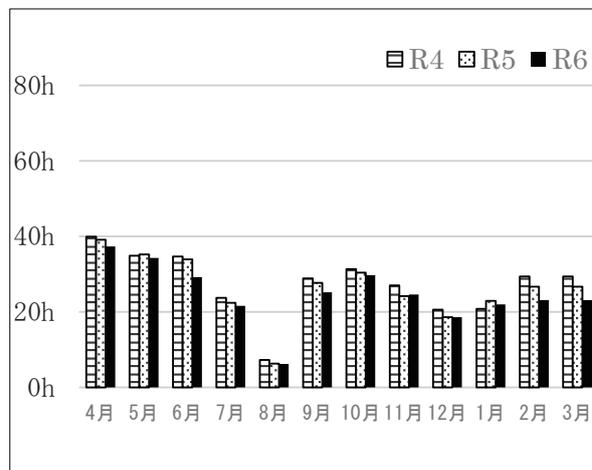
	月45時間を上回る人数	月80時間を上回る人数
高校	386人 (30.4%)	45人 (3.5%)
特別支援	20人 (3.5%)	0人 (0.0%)

#### 資料3 時間外在校等時間の月平均時数（時間/月）（※ 数値はいずれも教諭）

高等学校



特別支援学校



## (2) 長時間勤務の要因について

- 「出退勤時間等調査」では、出退勤時間とともに時間外勤務の理由についても調査している（資料4）。高等学校では、「部活動」「分掌業務」「授業準備」、特別支援学校では、「授業準備」「分掌業務」が時間外業務の主な理由として挙げられている。また、県立学校長を対象に「教職員の勤務の実態に係るアンケート」を行い、こうした長時間勤務が生じる主な要因やその背景に関する分析を行った。資料5は、このアンケートにおいて、長時間勤務となる主な要因として回答があったものを、文科省が示す「学校と教師の業務の3分類」に基づいてカテゴライズを行ったものである。「A 学校以外が担うべき業務」では地域連携型事業等における連絡調整、「B 教師以外が積極的に参画すべき業務」では、部活動や施設管理に起因する事柄、「C 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」では、教員の本来業務で負担が大きいものが多く挙げられた。
- これらのことから、①AやBの業務を教員の業務からどう切り出すか、②Cの業務について、校務のDX化等で負担軽減をどう進めるか、という課題が浮き彫りになった。

※ アンケートからは、長時間勤務となると分掌業務や部活動などが要因とあげられてしまうが、そもそも平日の授業時間中に会議や生徒・保護者対応が入った場合、分掌業務や部活動は後回しになり、結果的として長時間勤務の要因としてあげられてしまうという構造があり、一概にそれらのみを要因と言い切ることはできないのではないかという声もあった。

### 資料4 時間外業務の主な理由（「出退勤時間等調査」より）

	時間外業務の理由		
高校	1 部活動指導	2 分掌業務	3 授業準備
特別支援	1 授業準備	2 分掌業務	3 その他

### 資料5 長時間勤務となる主な要因

<b>A 学校以外が担うべき業務</b> ・地域との連絡調整	<b>B 教師以外が積極的に参画すべき業務</b> ・鍵当番、自習室の管理、週休日の日直など ・部活動（平日の練習、週休日の試合、遠征） ・役員業務（大会運営、審判、会議など）	<b>C 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務</b> ・複数学年や複数教科・科目、専門外の教科を担当する際の授業準備やテスト作成 ・教務主任や探究活動の主務者 ・放課後の生徒指導 ・勤務時間外の保護者対応
-----------------------------------	---	---

## (3) 「教職員の働き方改革に係るアンケート調査」から

- 県立学校52校を対象とし、「教職員の働き方改革に係るアンケート調査」を行った結果が資料6である。

### 資料6

調査時期	仕事と家族、自分の時間のバランスがとれていると感じる教職員の割合	よりよい教育の実現のために授業の準備や自己研鑽をする時間を確保できていると感じる教職員の割合
R 8. 1月	46 %	30 %

### 3 計画の目標・取組期間

#### (1) 目標

- ◎ 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員をゼロにする。
- ◎ 年間の平均時間外在校等時間を令和 6 年度比で 25%以上削減する。  
(※参考 高 9.7h 以上 特 6.2h 以上)
- ◎ 仕事と家族、自分の時間のバランスがとれていると感じる教職員の割合を 80%以上にする。
- ◎ よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽をする時間を確保できていると感じる教職員の割合を 80%以上にする。

時間外在校等時間を削減することのみを目指すのではなく、業務改善を進めた結果として、子どもたちと向き合う時間が確保できたり、よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽を確保できたりすることにより、学びの変革や学校のあり方の変革が進むことを目指すものである。

#### (2) 取組期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 4 年間とし、目標の早期達成に向けて取り組む。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本プランの期間中、業務の見直し・適正化及び必要な環境整備等を進めるにあたり、以下の 1～5 の重点事項に取り組む。

#### 業務の見直し・適正化

重点取組 1 業務改善の推進	①「学校と教師の業務の 3 分類」に基づく業務の精査
	②学校業務の適正化
	③よりよい教育課程の編成・実施

#### 必要な環境整備等

重点取組 2 働く環境の整備	①休暇を取りやすい環境づくり
	②柔軟な働き方の推進
	③教職員のメンタルヘルス対策の充実
重点取組 3 部活動改革	①部活動指導ガイドラインの徹底
	②部活動指導員の配置
	③適切な部活動運営のための体制整備
重点取組 4 地域・専門人材の活用	①支援スタッフの配置
	②教育相談体制の強化・充実
	③多様な専門性や背景を持つ人材の活用
重点取組 5 意識改革・理解促進	①管理職をはじめとする教員の意識改革
	②在校等時間の把握とデータ分析・活用
	③保護者・地域への理解促進

## 業務の見直し・適正化

### 重点取組 1 業務改善の推進

- ① 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査
- ② 学校業務の適正化
- ③ よりよい教育課程の編成・実施

#### 業務の見直し・適正化の基本的な考え方

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、文科省が指針に示すとおり、「責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること」とし、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しを図ることとする。

また、業務の適正化を図るに当たっては、中教審答申（令和6年8月27日）にもあるとおり、「従来はともすると一人一人の教師が強い使命感や責任感の下で、多様で幅広い業務を自己完結的に抱える傾向があったが、このような「個業」型の業務遂行から、業務の一部を思い切って他の教師や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現していくことが必要不可欠であり、このことが働き方改革と教育の質の向上の両立につながるとの共通認識」を持ちつつ、業務の適正化を図ることとする。

#### [教育委員会の取組]

- ・「業務の見直し・適正化の基本的な考え方」を踏まえながら、「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査や学校業務の適正化に係る見直しを進める。
- ・「学校以外が担うべき業務」について、地域人材等との連絡調整においては、学校以外の主体が中心となって行うなど、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講じる。
- ・「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、業務の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講じる。
- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、業務の精選・重点化、校務のDX化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進など、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

#### [学校の取組]

- ・「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選と優先順位の設定を行う。
- ・校務分掌の在り方を見直し等により、教員間の業務の偏りを平準化する。
- ・学校行事等について、児童生徒等にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進める。
- ・教職員の勤務時間の管理に際し、事前に週ごとや月ごとの業務量を見越して勤務計画を立て、事後の勤務時間の把握と比較して勤務実態を把握し、業務量管理を適切に行う。
- ・児童生徒の活動時間の設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・教育課程の編成・実施について、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間授業計画を編成・実施する。

「重点取組1 業務改善の推進」と「文部科学省 指針第2章第3節に掲げる措置」との関係  
「3分類」①、③、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭が対応

## 必要な環境整備等

### 重点取組 2 働く環境の整備

- ① 休暇を取りやすい環境づくり
- ② 柔軟な働き方の推進
- ③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

#### [教育委員会の取組]

- ・ 育児、介護など様々な状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員にとって、個々の教職員が置かれている状況に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進する。
- ・ すべての学校において、労働安全衛生管理体制の整備を引き続き求める。
- ・ ストレスチェックについて、すべての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。
- ・ すべての学校に健康管理医を置き、学校の教職員の健康管理を行う。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ メンタルヘルスに関する相談・セミナーを実施する。

#### [学校の取組]

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数での連続取得を促進する。
- ・ 職員の衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者等を置き、学校衛生委員会を開催し、教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について調査審議する。
- ・ すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ・ 時間外在校等時間が一定時間を超えた者や高ストレスと判定された者等に対して、医師による面接指導を奨励する。
- ・ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な診査をうけるよう勧奨する等の措置をとる。
- ・ 若手教職員を支える体制を構築するため、若手教職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりを進める。

「重点取組 2 働く環境の整備」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係  
第 3 節(5)～(11)に対応(「健康確保措置」)

## 必要な環境整備等

### 重点取組 3 部活動改革

- ① 部活動指導ガイドラインの徹底
- ② 部活動指導員等の配置
- ③ 適切な部活動運営のための体制整備

#### [教育委員会の取組]

- ・各学校の部活動指導ガイドラインの遵守状況の把握を行い、必要に応じて改善を求める。
- ・複数の学校による合同部活動や、体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を推進する。
- ・学校体育連盟・文化団体等に対し、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び見直しを要請する。
- ・部活動指導について、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図る。

#### [学校の取組]

- ・部活動指導ガイドラインを踏まえた活動計画を策定し、計画に沿った部活動の実施を行う。また、校長は活動計画や活動実績の確認を行う。
- ・複数の学校による合同部活動を実施する場合は、教員の負担増とならないよう配慮する。
- ・体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ・設置する部活動や担当する教職員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。

「重点取組 3 部活動改革」と「文部科学省 指針第 2 章第 3 節に掲げる措置」との関係  
「3 分類」③が対応

## 必要な環境整備等

### 重点取組4 地域・専門人材の活用

- ① 支援スタッフの配置
- ② 教育相談体制の強化・充実
- ③ 多様な専門性や背景を持つ人材の活用

#### 〔教育委員会の取組〕

- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・校務の負担軽減と ICT 利活用の促進のための、情報通信技術支援員の活用を進める。
- ・支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材の活用を進める。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤーの活用を進める。
- ・進路指導のうち、就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや地域就労支援アドバイザー等の外部人材等の活用を進める。
- ・特別非常勤制度等を活用した専門人材の配置を進める。

#### 〔学校の取組〕

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員OBの協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒等・家庭への状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

「重点取組4 地域・専門人材の活用」と「文部科学省 指針第2章第3節に掲げる措置」との関係  
「3分類」⑤、⑧、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲が対応

## 必要な環境整備等

### 重点取組5 意識改革・理解促進

- ① 管理職をはじめとする教職員の意識改革
- ② 在校等時間の把握とデータ分析・活用
- ③ 保護者・地域への理解促進

#### 〔教育委員会の取組〕

- ・管理職及び管理職以外の教員等に対して、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」に基づく働き方改革に関する研修を実施する。
- ・教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を適切に位置付け、教職員が自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、当該の学校に聞き取り、指導等を実施する。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組の横展開を図る。
- ・保護者や地域・社会、企業等に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼を行う。

#### 〔学校の取組〕

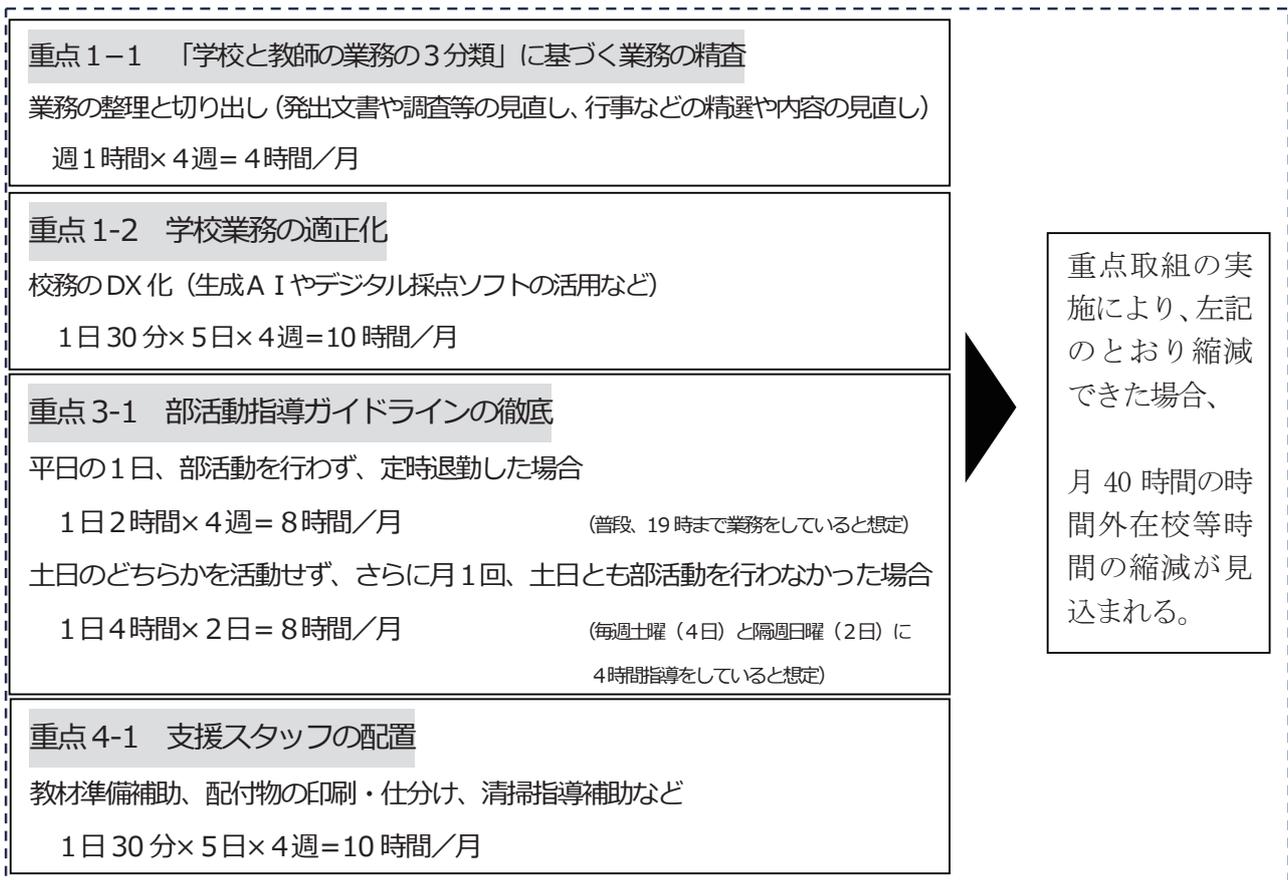
- ・年ごとに策定する教育計画や学校管理指導計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ・学校の自己評価に、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置付ける。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手～中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。
- ・教職員の在校等時間を、校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ・保護者や地域に対して、学校への働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。

「重点取組5 意識改革・理解促進」と「文部科学省 指針第2章第3節に掲げる措置」との関係「3分類」②が対応

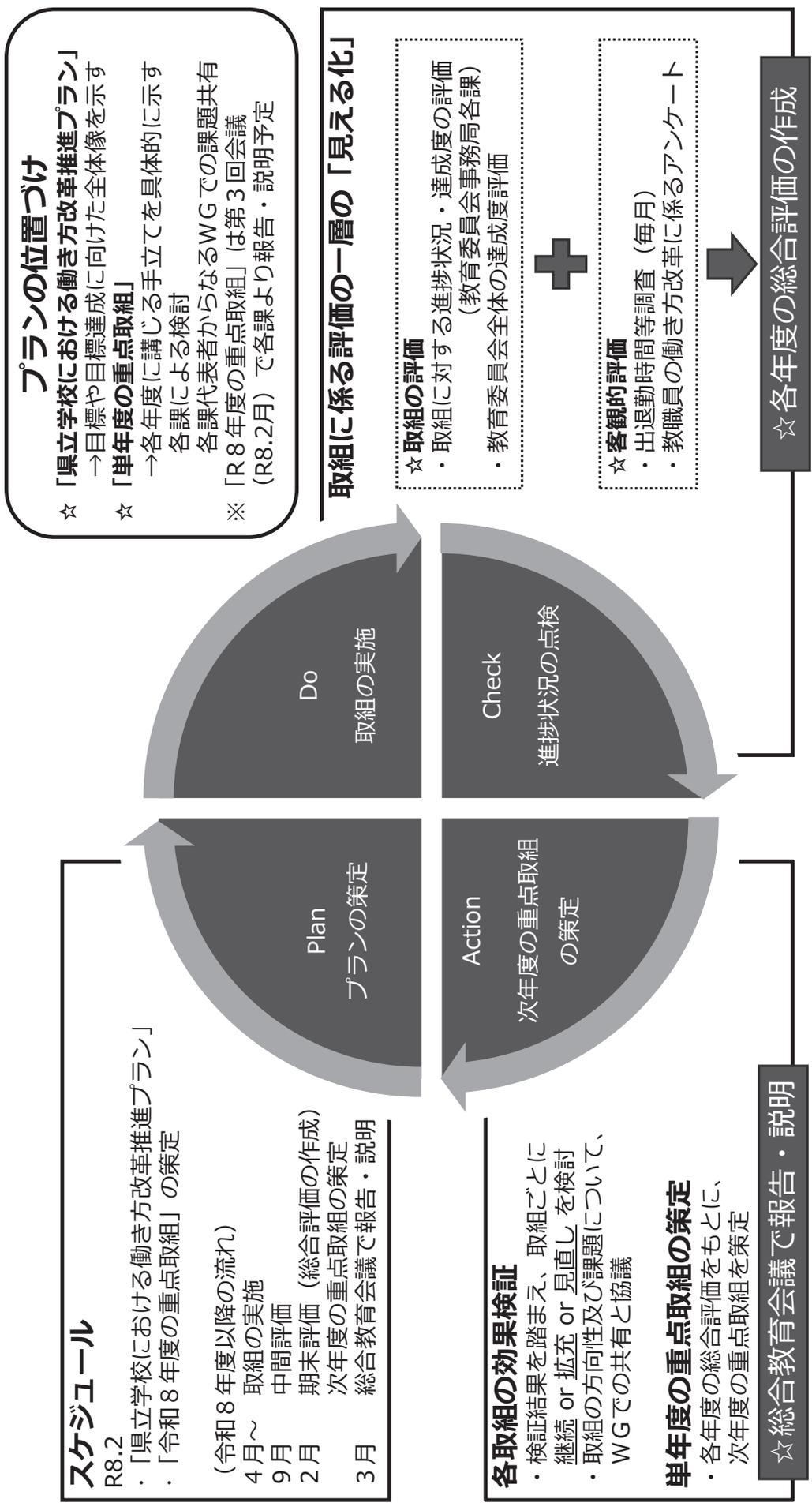
## 5 今後のフォローアップについて

- ・本プランの着実な実行を図るため、県立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富山県教育委員会教職員課HPで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- ・各年度における取組・進捗状況の点検を行い、次年度に向けた単年度の「重点取組」を策定する。策定に当たっては、各年度の取組の効果や課題を踏まえつつ、業務縮減の定量的・定性的効果を念頭に具体的な取組を検討するものとする。(参考 下図) なお、この策定にあたっては、人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、知事部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本県における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

図 取組の実施による業務縮減のイメージ (例)



# 「県立学校における働き方改革推進プラン」実現に向けたPDCAサイクル



## とやま学校多忙化解消推進委員会 名簿

令和6年度（1年目）

委員長	大橋 聡司	(富山経済同友会 副代表幹事)
副委員長	笹田 茂樹	(富山大学教育学部 教授)
委員	大平 泰子	(富山国際大学子ども育成学部 教授)
	川原 拓也	(川原法律事務所 弁護士)
	木村 博明	(朝日町教育委員会 教育長)
	佐伯 真未	(富山県PTA連合会 副会長)
	島崎 裕美子	(島崎裕美子社会保険労務士事務所 社会保険労務士)
	東瀬 義人	(富山県スポーツ協会 専務理事)
	中山 洋一	(富山県高等学校教職員組合 執行委員長)
	能澤 英樹	(富山県教職員組合 執行委員長)
	水戸 英之	(富山県中学校長会 会長)
	宮口 克志	(富山市教育委員会 教育長)
	宮崎 孝志	(富山県高等学校PTA連合会 副会長)
	森田 美幸	(富山県小学校長会 副会長)
	吉田 学	(富山県高等学校長協会 副会長)

令和7年度（2年目）

委員長	大橋 聡司	(富山経済同友会 副代表幹事)
副委員長	吉田 学	(富山大学教育学部 教授)
委員	大平 泰子	(富山国際大学子ども育成学部 教授)
	亀谷 卓朗	(富山県高等学校長協会 会長)
	川原 拓也	(川原法律事務所 弁護士)
	木村 博明	(朝日町教育委員会 教育長)
	久保 有規依	(富山県PTA連合会 副会長)
	島崎 裕美子	(島崎裕美子社会保険労務士事務所 社会保険労務士)
	東瀬 義人	(富山県スポーツ協会 専務理事)
	中山 洋一	(富山県高等学校教職員組合 執行委員長)
	能澤 英樹	(富山県教職員組合 執行委員長)
	水戸 英之	(富山県中学校長会 会長)
	宮口 克志	(富山市教育委員会 教育長)
	森田 美幸	(富山県小学校長会 副会長)
	山崎 秀明	(富山県高等学校PTA連合会 副会長)

(敬称略、委員は五十音順)